

事務事業名 成東海岸整備事業

政策:03 にぎわい豊かな暮らしを創出するまちづくり

施策:03 観光の振興

基本事業:03 海岸の整備

部名:経済環境部

課名:商工観光課

計画年度	平成13年度	～	平成29年度	事業区分	継続	会計区分	普通会計	
1 対象（誰、何に対して事業を行うのか）				2 手段（事務事業の内容、やり方、手順）				
本須賀海岸駐車場、本須賀海岸来遊客				旧成東町の海岸については平成13年に海岸の日常的管理の権限委譲を受け、成東海岸適正利用整備計画に基づき未舗装駐車場の整備及び排水等付帯の設備を実施する。また、駐車場使用料（相当分）を財源の一部とするため、整備は部分的に施工し整備します。 ●概要 整備対象面積：24,000㎡ 整備期間：H18～H28 総事業費：7,000万円 ●スケジュール 平成20年度 環境アセス調査（動物調査）				
3 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）								
整備することで、海浜利用の適正化や自然環境保護及び施設の適切な利用を通して、沿岸域の来遊客が増加する。								
4 活動指標・成果指標・事業費の推移								
区分	指標名称			単位	20年度実績	21年度実績	22年度当初	25年度目標値
活動指標	整備実施面積			㎡	0	1,065	18,400	250
活動指標								
成果指標	進捗率			%	0	4.4	81.1	84.2
成果指標	本須賀海岸駐車場台数			台	18,819	14,224	20,000	20,000
事業費				千円	0	6,793	59,989	
				うち一般財源	千円	0	1,192	59,989
5 目的妥当性								
○ 法定受託事業である（根拠法令→） ● 妥当である ○ 妥当性が低い				海岸法に基づく日常的管理の権限委譲をうけて市が管理を実施するものである。				
6 上位の基本事業への貢献度								
○ 貢献度大きい（理由→） ● 貢献度ふつう（理由→） ○ 貢献度小さい（理由→） ○ 基礎的事務事業				基本事業である海岸の整備の中では、本事業は市の主力事業であるが本須賀海岸のみであるため貢献度は普通である。				
7 対象や意図の妥当性、費用対効果の検討								
○ 対象や意図を見直し、費用対効果を上げることができる ● 対象や意図の見直しはできない ○ その他				成東地区海岸で立地、収容台数、管理体制からも本須賀海岸の適正利用計画範囲が最も適当であり、対象地を拡充することは困難である。				
8 有効性（成果状況）								
○ あがっている ● どちらかといえばあがっている ○ あがっていない				駐車場の舗装化を行うことにより来遊客数が増加するものと思われる。				
9 有効性（成果向上余地）								
○ 成果向上余地・大 ● 成果向上余地・中 ○ 成果向上余地・小・無し								
10 事業の再編成								
○ 類似の事業があり、再編成できる ● 類似の事業はあるが、再編成できない ○ 類似の事業はない				類似事業として、成東地区内海岸駐車場整備や蓮沼地区の海岸整備があるが、立地や資金の面、関係機関との調整などの面から、再編成することは困難である。				
11 効率性（コスト削減の方法）								
○ ある ● ない				特になし				